

毛染めによる皮膚障害に気を付けて！ 継続して使ううちにアレルギーになることも…

毛染めは、髪の色を明るくしたり、白髪を黒く染めたりするなど、年代や性別を問わず一般に広く行われています。その一方で、毛染めによる皮膚障害の事例が毎年200件程度寄せられています。

毛染めによる疾患は主に皮膚炎であり、かぶれとも呼ばれますが、非アレルギーの刺激性接触皮膚炎と、アレルギー性接触皮膚炎に分かれます。症状が重い場合は、外貌が著しく損なわれるため、身体的な苦痛だけでなく、精神的苦痛を感じたり、仕事や生活に支障をきたすこともあります。ヘアカラーリング剤のうち、酸化染毛剤（ヘアカラー、白髪染め、おしゃれ染め等）は主成分にアレルギーを引き起こしやすい物質を含んでいるため、化粧品に分類される染毛料（ヘアマニキュア、ヘアカラースプレー等）と比べて、アレルギーを引き起こしやすいです。

消費者庁が行ったインターネット調査より

毛染めによるかゆみ等の異常を感じた経験について、自宅と理美容院での差は見られません。異常を感じた時の対処方法の回答では、「しばらくすると症状が治まったので特に何もしていない」が約60%、説明書には、異常を感じたら医師の診断を受けるよう記載されているが、「医療機関を受診した」消費者は、10%以下でした。

毛染め剤に添付されている使用説明書を読むかについて複数回答で聞いたところ、「使用説明書は読まない」が20%、「使用方法」の記載部分を読むは60%あったものの、「使用前の注意」「使用時の注意」「次の方は使用しないでください」といった安全に関する警告・注意表示の部分を読むと回答した人は、半数以下でした。

消費者へのアドバイス

毛染めによるアレルギーのリスクに関して正しい知識が伝わっておらず、消費者の適切な行動に結びついていないことが考えられます。毛染めの前にセルフテストを実施したことがない消費者が70%以上を占め、アレルギーの可能性を知っていても、かゆみや痛みを無視してそのまま続けているうちに重篤な症状になるなど、リスクを回避する行動をとっていない事例もあります。アレルギーになり得ると認識している場合でも、自分はアレルギーにならないだろうと思い行動する可能性も考えられます。

ヘアカラーリング剤の中で、酸化染毛剤は、最も広く使用されている製品であるとともに、最もアレルギー性接触皮膚炎になりやすい製品です。残念ながら、製品の改良によって直ちにリスクの低減することは難しいです。そのために、症状が重症にならないように、いち早く異常に気付くこと、異常を感じたら適切な対応をとることが必要です。

毛染め剤による皮膚炎が出た場合は、医療機関で治療をしましょう。

【消費者庁 27年10月23日公表】

- 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003
- 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) IP:050-5808-9600, 0584-69-3111